会議録

会議の名称及び会議の回	令和5年度第3回飯田市平和祈念館展示・活用検討委員会
開催日時	令和5年7月26日(水)午後7時00分~午後8時30分
開催場所	飯田市役所本庁舎 C311~C312
出席委員氏名(敬称略)	川島一慶、中島正韶、三沢亜紀、小林正彦、篠原岳成、
	田中雅孝、織田顕行、菅沼節子、吉澤章、原英章
出席事務局職員	熊谷教育長、秦野教育次長、
	伊藤生涯学習・スポーツ課長、
	本島生涯学習・スポーツ課長補佐兼社会教育係長、
	松下統括支援担当専門主査
	矢澤主事
会議の概要	以下のとおり

司会:秦野次長

1 開会

本日13人の委員のみなさんのうち10人の方が出席をしていただいております。時間になりましたのでただいまから第3回平和祈念館展示・活用検討委員会を開催いたします。

2 教育長あいさつ

(熊谷教育長)

皆様こんばんは、連日酷暑と言われるほどの暑い日が続いておりますが、子どもたちも夏休みに入って、それぞれの楽しみ方をしてことと思います。飯田市平和祈念館展示・活用検討委員会は、展示や活用のあり方について、幅広く様々な市民のみなさんからご意見をいただく場として設置し、本日第3回の検討会を開催させていただきました。当初6月2日開催予定でしたが、豪雨により土砂災害警戒情報が発表されたので、延期をさせていただきましたが、その延期日には、事務局で体調不良が複数でまして再度延期となり大変ご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げたいと思います。今回委員の皆さまにはお忙しい中ご参加をしていただきありがとうございます。さて、飯田市平和祈念館につきましては、4月から職員を配置し、平和祈念館の案内、未整理の資料整理、小中学校への貸出教材の作成等に取り組んでいます。多くの皆さま方に祈念館に訪れていただいてご案内できる体制を整えましたので、ぜひお声がけをいただいて見学をしていただけると幸いです。前回の第2回検討会において731部隊の展示パネルの素案について、いただいた意見を踏まえ、今回改めて展示パネルをお示しし、ご協議をいただきたいと思っています。この731部隊に関するパネル展示は、公設の施設としては、全国で初めての取組であると認識しています。すでに展示してある731部隊に関する資料と合わせて、平和について学びを深めるきっかけとしてまいりたいと考えています。このパネルに対して、本日意見をいただきましたらで

きるだけ早い時期にパネルを展示する方向で進めていきたいと考えています。また、731 部隊の 遺品展示で誤解を与える説明表示になっているとのご意見をいただきましたので、説明表示につ いて、変更箇所を本日報告させていただきます。夜遅くになりますがよろしくお願いします。 (秦野次長)

これから報告協議事項に入らせていただきます。報告事項としましては、(1)飯田市平和祈念館への職員配置について(2)第2回飯田市平和祈念館展示・活用検討委員会で出た主な意見について、(3)資料のキャプションの変更について3点のご報告をさせていただきます。続いて、協議事項として、前回の検討会のご意見を基に作成しました展示パネルについて協議をお願いしたいと思います。それではここからの進行は座長にお願いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

3 報告事項

(座長)

皆さんこんばんは。それでは報告事項(1)をお願いします。

(1) 飯田市平和祈念館への職員配置について

(伊藤生涯学習・スポーツ課長)

皆さんこんばんは。生涯学習・スポーツ課の伊藤弘と申します。よろしくお願いいたします。 それでは、報告事項(1)飯田市平和祈念館への職員の配置について、本日の会議資料3ページ、 資料 No.1 をご覧いただきたいと思います。

第1回検討会において、委員の皆さまから祈念館の活用を図るために、職員を配置し、展示案内や寄贈された資料の教材化等を進める必要があるというご意見をいただいております。また、祈念館を観覧された方からアンケートでもご意見をいただいておりまして、令和5年4月から職員を3名配置しております。配置した職員の業務ですが、祈念館の案内については、平日午前9時から午後4時までの間、見学者に対して案内ができる体制として、職員の在席状況は、ホームページで確認できるようにご案内をしているところです。見学当日に、案内希望する方には、個人・団体を問わず事前申込していただくか、来館時に祈念館入口に設置してあるブザーで呼び出していただければ案内できるといった体制としております。土日、祝日など職員の勤務日以外に5人以上の団体での案内を希望される方については、5日前までに事前申込をしていただき、説明職員を調整して対応する体制としています。

(2) 収集した資料の整理と活用については、小学校の国語、中学校の社会科、その他に公民館等の社会教育における平和学習の教材として、活用できそうな資料を整理し検討を進めています。

(2) 第2回飯田市平和祈念館展示・活用検討委員会で出た主な意見

(伊藤生涯学習・スポーツ課長)

それでは続きまして、報告事項(2)資料 No.2 をご覧いただきたいと思います。第2回飯田 市平和祈念館展示・活用検討委員会でいただいた主な意見でございます。本日、第2回にご欠席 の方もいらっしゃいますので、前回の会議概要について、少し前段で説明をさせていただきます。 前回の会議の中では平和祈念館の展示の対象年齢を小学校6年生以上とするといった教育委員会 の考え方をお伝えしながら、731 部隊に関する裁判において認定された事実を、731 部隊を理解 する導入に紹介するという考え方で、「731部隊とは」というパネルの素案を提案してご意見を 頂戴しております。それでは4ページをご覧いただいたいと思います。731部隊を解説するパネ ル案につきまして、教育委員会が正確を期すことや、客観的に事実を知らせるため、示された設 置パネルの素案になっていることは、一定の理解ができるというご意見とともに、上から5つ目 中段ですが、裁判所の判決文がいきなり書いてあると理解がしにくい。また、小学6年生では内 容が難しいといったご意見が複数ございました。上から2つ目、3つ目でございますが、前回の 素案の中で、展示パネルに二次元コードを設け、判決文の詳細な内容については、二次元コード を読み込んだ先のサイトで調べることができる。そういった仕組みについては、賛成の意見をい ただいております。見学した方が自分で学び取っていくような展示にしていくことが大事である ことや、731 部隊は難しいテーマであり、何も知らずに入館するとトラウマを抱えてしまう可能 性もあるということで、調べたい人が二次元コードを読み取り学習する方がいい。特にパネル素 案だと難しいため、二次元コードを読み込んだ先にわかりやすい文章があるといいというご意見 も頂戴しております。4つ目でございますけれども、子ども達にとって資料の説明も大事だが、 自分事としてどのように考えて、戦後78年間大きな争いごとに巻き込まれなかった自分達が、 もし巻き込まれたらどんなふうになるのかというところを考えながら、発展的に平和を繋げるよ うな学習になるといいというご意見をいただいております。7番目につきましては、平和資料収 集委員会が作成した説明パネル案を、検討委員会で提示し比較できるようにしてほしい。8番目 に、731 部隊から持ち帰った人がどんな証言をしているのか考えていく、知っていくことが大事 だというご意見もございました。下から3つ目ですが、731部隊から何を学ぶのかを議論し、そ のために何を展示したらいいのか、そのためには何が必要かそういったところから考えた方がい い。731 部隊に関して、いきなり残酷なことがあったとし、押し付けるのではなく、731 部隊の 目的や軍隊の中の位置づけ、なぜあのようなことになったのかといったアプローチをしていけば、 子ども達は受け止める力があるので、公共的な施設の中でどういったアプローチをしていったら いいかを考えていければいいというご意見をいただいております。一番下ですが、活用につきま しては、祈念館で視聴できる動画を見られるようにしたらいいというご意見や、展示に関しては、 下から2つ目にありますが、遺品がどのような経緯で展示されているのか、今の説明文は誤解を 生みやすいため、正確に展示してほしいそういったご意見をいただいております。

(3) 資料のキャプション変更について

(伊藤生涯学習・スポーツ課長)

続きまして、資料 No.3 の 5 ページですが、最後に説明した遺品の説明文が誤解を生みやすいということでご意見をいただいています。 5 ページが現在祈念館で展示してある写真です。展示ケースの中に、731 部隊に行かれた方から寄贈を受けた遺品ですが、現状は 1 ページめくりいただくと、寄贈久保田昇氏と書いてあり、実際にはこの方から寄贈していただいたものですが、元731 部隊の部隊員から、久保田氏を経由して飯田市に寄贈された物です。 6 ページにありますとおり、展示ケース全体の表示を現在の展示から変更案として、「この展示品は、飯田市出身で731 部隊に所属していた元部隊員から久保田昇氏が寄贈を受け、その後、久保田昇氏の申し出により飯田市が寄贈を受けて展示している物です。」と修正を加えます。 7 ページですが、現在731 部隊の名簿、久保田昇氏寄贈という記載がありますが、下段にありますように表示を変更させていただきます。 8 ページですが、「731 部隊の部隊員が持ち帰った医療器具」の表示を、こちらも同様に下段のように修正をかけていきたいと考えています。最後に 9 ページ 731 部隊の部隊が学んだ医学書について、下段の記載のとおりに修正をかけていくということで、この内容につきましては、検討委員会でご意見をいただきましたので本日説明をした後に祈念館での展示を変更していこうと思っています。説明は以上でございます。

(座長)

ご報告を頂戴いたしました。報告事項について、ご意見をいただければと思います。

(4番の委員)

先ほどの教育長さんの挨拶の中で言われたことで1つ確認したいことがあります。731 部隊についての展示は公的施設ではどこもされていないというようなことを言われたと思いますが、前回あるいは前々回にも松下次長の方から、公的な施設では展示されていないという発言があったと思いますが、この点について、現在も同じ認識なのかどうか、そこをちょっとお尋ねしたいと思います。

(座長)

お願いします。

(伊藤生涯学習・スポーツ課長)

私共も確認できる範囲で全国の記念館の方に確認をさせていただいております。あくまで公設ということと、新聞では加害の歴史という部分で、飯田市以外の4つの場所があるという記事もございましたが、私共も川崎の平和館に勉強に行ってきておりますが、そこで731部隊の記載がございますけれども、全体の中の「日本と戦争」という大きなセクションの中で、731部隊の記述があるということは確認をしています。その内容については、高校の教科書の記述に近いもので、大きな背景の中で731部隊の記載があることを確認しています。731部隊について、具体的に今回私共がパネルにしたいということについては、少し踏み込んだ形での展示になると認識しています。

(4番の委員)

信濃毎日新聞が今年の2月20日付で、課長さんが言われたように4つの公的な機関で、加害

の指摘があるということを報じています。そのことについて私、山辺昌彦さんという取材を受け た学者の方に聞いてみました。そうしたら 731 部隊について、川崎市平和館と、もう1つ東京都 練馬区にある施設にも展示してあるとのことでした。それで、川崎と練馬区に電話して中身を聞 いてみました。今、課長さんが言われることと同じ回答でした。731部隊について、公的な施設 で 731 部隊にふれているところは 1 箇所も無いという事は無いんです。課長さんが言われるよう に正面を切ってというか、きちんと説明をしているところは無いということならば、正しいので すが、今後はそのような認識をしていただきたいと思います。731 部隊という言葉を用いて、そ の歴史の流れの中で書いてあるところは2箇所ある。そういうことだと思います。また、私の言 うことが正確かどうかはお調べいただければと思います。別のことで、今報告があった中で、全 体的にはこれでいいと思います。私も、誤解を招くことがあると思いますのでこのように直して いただいていいのですが、寄贈者である久保田さんの了解は得た方がいいのではないかと思いま す。それからもう1点9ページの731部隊の部隊員が学んでいた医学書について、この通りでい いのですが、その次に「本文中に書き込みがされている」とあります。731部隊から持ち帰った 方が書き込みをされていることは事実なんですが、この医学書で特に大事なのは、蔵書印が押さ れていることです。どういう蔵書印かというと「石井部隊図書」と押されています。この「石井 部隊図書」という蔵書印は731部隊の蔵書であった証明で、石井部隊にあった図書であるという ことがわかる蔵書印が押されているということは、非常に重大なことであると思うので、本文中 の書き込みとともにその部隊図書の蔵書印が押されているということをぜひここへ書いていただ きたいと思います。以上です。ありがとうございました。

(座長)

さきほどの4番の方の発言で、練馬ですか。世田谷ではありませんか。

(4番の委員)

失礼しました。世田谷です。

(座長)

それでは協議の方に入りたいのですが。はい。どうぞ。

(伊藤生涯学習・スポーツ課長)

はい。今ご質問いただいた1点目の寄贈者の方には了解を得て、ご承知していただいております。もう1点説明文の変更について報告をさせていただきましたが、基本的にはよりよい展示にしていくために、教育委員会の方でご意見をいただいて、検討委員会で本日説明をさせていただいたものですので、最終的には教育委員会の方で、決定版というよりはよりよい改善を加えていくことを前提に、いただいた意見を踏まえて対応してまいりたいと思います。

(座長)

他はいいですか。それでは次の協議事項をお願いします。

(伊藤生涯学習・スポーツ課長)

はい。それでは4番の協議事項の731部隊を解説する展示パネルの案についてお願いします。 資料は10ページです。前回いただいた意見を踏まえた検討案でございますけれども、本日1枚 もので、第2回検討委員会でお配りした素案の段階の物をお配りしておりますので、修正前、修 正後ということで比較してご覧いただきたいと思います。また、前回平和資料収集委員会のみな さんから提案されたパネル案もこの検討会で示してほしいということで、その資料についても A4 サイズの両面刷りでご用意させていただいております。3枚を並べる形でご覧をいただければと思います。

前回の会議の中では、ぱっと見た時に、簡単でいいので731 部隊がどのような部隊だったのかなど、全体像が見れるといいということや、内容がいきなり判決文として記載されているとわかりにくい。そういったご意見を伺っております。そのことに対してパネル冒頭に731 部隊をできるだけ端的にわかりやすく表現するリード文を設けております。収集委員会の皆さんから提案いただいた資料をご覧いただきますと、リード文について収集委員の皆さんが作っていたパネルを参考にしながら整理をさせていただいて、本日修正案としてご提案をさせていただいております。また、第2回の検討委員会の段階では731 部隊に関する、高校の教科書検定の裁判のものと、中国の方が起こした集団訴訟に関する裁判所の判決文、この2つの判決文を抜粋する形で記載しておりましたが、判決文が難しいということから今回は集団訴訟に関する判決文のみとして整理をさせていただいております。理由については、731 部隊の存在やその目的などがこちらの方が分かりやすく、文章として整備がされているということで判断をさせていただきました。また、1枚のパネルの中でいろいろなものを欲張らずに1つの裁判の方にまとめた方がわかりやすいということで本日、提案をさせていただいております。

次に小学校6年生という展示対象年齢を確認する中で、パネルの検討をしていただいたので、 内容が難しいので小学6年生では文字の意味も伝わらないだろうということでご意見をいただい ておりますので、パネルの中に小学生では難しいと思われる用語について注釈をつけております し、小学校6年生まで習わないような漢字にはルビを振り整理をさせていただいております。そ の他パネルの素案につきましては、見学にきた子ども達や市民の方が自分で学び取っていくよう な展示にしていくことが大事というご意見をいただいております。

731 部隊を理解するきっかけとして展示するパネルになりますので、自ら問いを立て、主体的に学びの入口、きっかけとしてもらいたいということで、パネル下段のラインボックス内に記載をさせていただいております。「731 部隊については、戦後日本において長い間その存在が知られていませんでした。1980 年代に入って、ようやくその全ぼうが学問的に明らかになりました。しかしながら、まだまだ研究途上にあり、731 部隊の記述をめぐっては、社会的にも様々な意見が存在しています。また、教科書における 731 部隊の記述のありようや、被害者遺族の補償をめぐる裁判も起こされました。こうした状況をふまえて、裁判の事実として認められた内容を同部隊を理解する入口として紹介します。こうした内容を基にして、みなさん自身が 731 部隊についての理解をさらに深めていっていただければと思います。」このように記載をさせていただいております。また、前回の素案の際にもお示ししましたが右側の部分には二次元コードを読み取ると詳細な内容を調べることができるということでご確認いただき、この内容を基に現在の祈念館展示バネルとの統一感を出しながら、出来るだけ早い時期に展示していきたいと考えております。また、小学生、中学生、大人でも難しいテーマですので、祈念館職員の学習支援体制も含めて良いものにしていきたいと考えています。説明概要は以上です。

(座長)

具体的な意見交換に入っていきます。ご説明がありましたとおり、上3行の部分や判決文、そ

の下にご案内という形で提案がありました。意見交換をしたいと思います。はい、どうぞ。 (5番の委員)

731 部隊について、私達の作ったパネル案と似た感じで出していただいたことには、敬意を表しますけれども、文字数が多すぎて1ページでこれだけの物を展示するというのは無理があると思います。できれば2ページぐらいに分けて、もう少し写真を入れたりして、とっつきやすいような形にしないと抵抗があるかな。できれば731 部隊の本部の地図をちょっと大きい地図で私達が示した、裏側にあるようにちょっと大きい地図を使って、ハルピンだけじゃなくて5つのところにあったように、かなり多くの場所に731 部隊に関係した建物があったわけですので、そういったことも踏まえて、もう少し大きい地図にした方がいいのかな。頭の部分の3~4行は私達も考えて、ぱっとわかるようなものを作ったらいいんじゃないかってことで、考えたわけで、同じような考えで非常にいいんではないかと思いますけれども、その下やっぱりもうちょっと大きな字でとっつきやすいような写真を入れたりしながら、やっていただけるといいのかなと思います。できれば2ページぐらいに分けて。以上です。

(座長)

ありがとうございました。続いて、ご意見を出してもらいながら、方向を絞れるのではないか と思います。12番の委員さん。

(12番の委員)

平和祈念館の設立趣旨パネルには、「戦争の惨禍」として下伊那地方は満州移民の問題が大きく掲げてあります。そういう趣旨に即して、「満州国」における 731 部隊として位置付けることが大事だろうと思います。そういう視点から、歴史研究の成果に依拠したパネルを作るということは大事かなと思います。 731 部隊は「満州国」を母体にして構築されていきました。「マルタ」と称してここで生体実験の対象にされた人達は、「反満抗日勢力」と関東軍が決めつけた人たちです。具体的には、「反満抗日勢力」を討伐したのは関東憲兵隊でした。憲兵隊というと、内地では軍隊内での警察の役割を果たしているんですけども、そんなイメージとは違って、関東憲兵隊っていうのは、関東軍の指揮下で、植民地の「満州国」を軍事的に制圧していく、治安戦を担っていました。そこで、「反満抗日勢力」として確保した人たちを必ず処分できる場所ということで 731 部隊に移送するという組織的関係ができていたということが、現在の歴史研究で、中国でも日本でも大変深められており、様々な史料が取り上げられております。このパネルだと「満州」っていうのは裁判の判決文の注の3に「満州(中国東北部)」と出てくるんだけれども、そこだけなんですよ。また、平和資料収集委員会の作ったパネルも同様の流れです。私は 731 部隊の展示は、「満州国」という傀儡国家の植民地支配の加害の面として位置付けた歴史的な流れを書いた方がいいのかなと思います。

ただし、私は、小学校の児童の皆さんがどのレベルで「満州国」っていうのを教わっているかというのをあまり知らないけど、最近は千代の小学校で、満州移民の授業をやっているということが、取り上げられて、児童も一生懸命やって成果をあげているようです。満州移民を中心にしながら、当時の下伊那の世界大恐慌とか満州事変などの戦争のことも学べるっていう素晴らしい授業になっているようです。

そういう歴史研究の成果をふまえると、満州支配の流れの中に、731 部隊が、その加害の最た

るものであるっていうことをきちんと押さえることが重要だと思います。そうするとパネル1枚では先ほどの発言の方がおっしゃったように、ちょっと窮屈なのかなって感じはします。けれども、それは全体の流れの中でどうなるかってこともあると思います。おそらく平和祈念館の最初に入ったコーナーのところで満蒙開拓青少年義勇軍のパネルがあります。その中で説明がなされるであろうから、繰り返し「満州国」とは何かと説明するより、「満州国」を母体にしてできたという意味での簡明な記述でいいのかなと思います。

もちろん先ほどの方が発言した、太平洋戦争において日本軍の占領支配している各地で、例えば 最近ではインドネシアでも 731 部隊と結びついた生体実験が行われているという広い視野も、大 事なのかなとは思いますが、以上です。

(座長)

はい、ありがとうございました。最初の三行のところ、731部隊とは何かというところの語り 方として、裁判の判決文を使いながらその中でコンパクトにズバリという形で今 12 番さんの方 から出たように、イントロのところと全体含めながら、満州義勇軍と関りながら導入できること も大事だなとそういうご指摘がありました。私がちょっとこだわっているのは、731部隊の三行 のところに、細菌兵器の研究をした。そして生体実験を行いました。この2つが書いてあります よね。収集委員の方には、細菌兵器の開発と人体実験っていうことも書いてありますけれども、 医学犯罪なんて言葉も使っておりますけれども、判決文の中からポイントを引っ張り出しながら 語る時に、細菌兵器と人体実験で、判決文の中には、抗日運動の関係者等が 731 部隊に送り込ま れるって文章がきちんとありますよね。それから判決文の中にはこれらの細菌兵器の実践使用が 行われて、これが細菌戦を実行したっていう判決があるわけですよね。だから、731部隊とは何 かっていうときに、あれこれ文言を突っ込むのではなく、客観的に、判決として出ている文言を つかいながら説明した時に基本としては、主に3~4行あるこの文章でほぼいいのかということ についてお聞きしたい。私は判決の中に細菌兵器を実際に使ったというところがあった方がいい んじゃないかなと思ってるわけでございます。ちょっとこだわりがありますので、座長として協 議の方向にも、先ほどから申し上げるように、事務局の方で、出された案の三行の文章でほぼい いのか、プラス付け加えた方がいいのか、ここのところについて、まずご意見をもう少しいただ きたいですね。12番さんの話のことを踏まえてです。それから5番委員の方から、それを説明 するために写真の図案を考えた方がいいんじゃないかということもありますが、ちょっとその部 分に絞った形でご意見を聞いておきたいのですが。はい。どうぞ。

(5番の委員)

私達が作ったもの二行目ですけれども極秘の部隊である、マル秘の部隊であると、一切喋っちゃいかんという、極秘部隊であると入れてほしい。戦争が終わる寸前に、全部爆破して一切この部隊は無かったものだという形にしたかったわけで、その極秘の部隊でやったということをパッとわかりやすく入れてもらうといいのかなと思います

(座長)

続いて発言お願いします。はい、4番の委員さん。

(4番の委員)

今の極秘、ということと関係するんですけど、細菌兵器の使用は国際条約に違反したものであ

ったわけですよね。ぜひ入れていただきたいと思います。判決文から全てを書こうとするとやっぱり無理があるんではないかと思います。だから、判決文を元にしながらも必要である、極秘のものであったとか、それから国際条約にも違反してたものであるというようなことは、書いた方がいいんじゃないかと。それから判決文の中に、前回配られた「素案」の東京地裁の判決の中に、このような行為は「非人道的なものであったとの評価を免れない」という表現があるわけですよね。この非人道的っていうのはやっぱりここにほしいですね。こういうことがどうであったのかという文言も必要です。以上です。

(座長)

どのようにこう表現してるかっていうところで、731 部隊はこうだっていうふうに説明する時に、その説明の中にあれもこれもって基本的な思考を突っ込んでいくと大きくなっていくわけです。ですので、そこの部分と、その下の四角部分ですね、その中にどういうふうに割り振りながら呼びかけていくのか、書いていくのかということになるかと思うんですが、ここまでの話の中での検討ともかさなるような形でのご発言をお願いします。はい、どうぞ。

(伊藤生涯学習・スポーツ課長)

始めに、満州の植民地支配というお話があった部分につきまして、今回注釈を入れる中で、注 3のところに、関東軍ということで満州を支配することを目的にとどまっていた日本陸軍の部隊 という言葉を入れさせていただいております。それから、地図について先ほど小さいというご意 見がございましたが、この赤い丸の周りには満州の際立ったエリアを表示させていただいており ますのでその部分については、そのような形で整理をさせていただいております。あとそれぞれ の皆さんから色々なご意見をいただいておりますが、委員会としては1つの学びのきっかけとい うことでありますので、先ほどの委員のみなさんからも、あれもこれもっていうのはなかなか難 しいという発言もありましたが、最終的にはどんな形がいいのか、1つは判決文を基にして学び の入口を作っていくという考え方でありますので、それぞれいただいた発言に対して現状でお答 えすることは差し替えさせていただきますけれども、満州国の植民地という表示は素案の中で出 させていただいております。

(座長)

はい、1番の委員さん

(1番の委員)

三行のところに特化してお話しますと、さっきおっしゃったようなことをコンパクトに入れると、いつどこで何が誰がどうしたと言う、所謂、5W1Hという観点から考えると、「細菌兵器の研究開発、製造を行った部隊です。」「この部隊は細菌兵器の研究で」と言う箇所は「細菌兵器」が重複しているので、研究開発の過程にて2回細菌兵器とあるので割愛してよろしいのではないでしょうか。それ以外に、中国東北部というところに満州という言葉を入れたほうが良いと思います。下の部分の中で注3のところに、中国東北部満州に注釈をつけて、満州にするか下に合わせるならば同じようにしたらどうかなと、各種の人体実験を行いましたっていうことで、誰にっていうところになると下から4行目か、中国各地から抗日運動の関係者って文言が入っているので、具体的にはこの人達に人体実験を行ったのだから、この各種人体実験を抗日運動の関係者等に行ったとすると日本の植民地支配のこととがそこから類推できると思うので、満州で誰にって

いうふうにいれたほうが良いのではないかなと思いました。

(座長)

ありがとうございました。細菌兵器の本文を、3行の文章でどのように有効に入れ込めるかどうかということになるかと思いますが、1つの修正といいますか追加の方向性の1つがご提案されたと思います。このパターンで作ろうという気持ちに私は傾いているので、そうなってしまいますが、その前に入れるためには、根本的にやるためにはこの下の四角の中も少し分析をしていただいているのではないかと思っておりますがいかがでしょうか。

(12番の委員)

展示パネルの下の四角の枠の文章は、基本的には「参観者が考える」というコンセプトでできているってところが大事なんだろうなと思います。いわゆる歴史観に関わる「結論」を押し付けるんじゃなくて、見に来た人たちが、それぞれに思想・信条が違うんだけれども、どう受けとめ、どう考えるかのは、参観者の判断に委ねるという、コンセプトでできてると思うんで、私はそういうコンセプトが展示としては大事かなと思いますので、この掲示文でいいんじゃないかなと思います。なぜそういうコンセプトが必要かっていうことを次に言います。

歴史研究とか歴史教育っていうのは大体三つの段階があると思うんですよ。第一段階は、歴史の史料を集め、史料を確定していく。歴史っていうのは物語じゃないから、あくまで事実に立脚しないといけませんから、その史料を確定することが第一段階です。

第二段階は、それを今度は、史料を解釈するということです。それはですね当然、史料が間違ってないかとか、どういう意図で史料が残されて、書かれているかという、史料が事実をどれだけ反映しているかという史料批判が必要なんです。史料批判を通じて、事実に立脚した解釈を行うことだと思うんです。ただ、歴史解釈というのは、歴史研究者が、どんな課題意識を持っておるのか、そして、どのような視点で解釈するのかっていうことが大事になります。それぞれの歴史研究者の、個性的な、ユニークな分析視点によってこそ、歴史研究としては意味があると思うんです。そういう意味では、歴史研究っていうのは、確かに客観性が要請されるんだけれど、それは、歴史を研究する主体の側の言わば主観を当然反映するわけです。

したがって、歴史学での事実立脚性にもとづいた客観性というのは「柔らかな客観性」である ということも言われます。例えば、もう亡くなっちゃったけど遅塚忠躬という東大の西洋史の先 生が、『史学概論』という本で、そういうことを書いています。ですから、歴史解釈というのは、 研究者の主体的な意識っていうのを当然に反映したものなのです。

また、例えば最近、E・H・カーという人が書いた『歴史とは何か』という本が新たな訳で出版されました。そこでは、「全ての歴史は現代の歴史である」と書かれています。あるいは、「歴史とは過去と現在との対話である」とも書かれています。そういう意味では、研究主体の「主観性」を排除した、完全な「客観性」を有する歴史解釈っていうのはあり得ないんです。

第三段階は、歴史解釈の成果を受けて、現在を生きる我々が、その歴史に学び、その教訓をどう受けとめるかという歴史観、社会観を自主的に形成するという問題ですね。歴史教育では、授業で生徒が、教材にもとづく教師の側の授業をどのように受けとめるかとか、あるいは、参観者が展示物をどのように受けとめ、考えるかという領域です。それは「歴史をめぐる対話」の場面にもなると思うんです。各自によって、どんな歴史的価値として受けとめるのかは多様であって

いいんです。独立した人格である個人の思想・信条の自由の問題として、その人たちに委ねられるべきことだと思うんです。

したがって、歴史展示物を作成した側が全て、その歴史研究・教育の第三段階の歴史的価値観に関わる結論部分まで展示パネルに表現するというんじゃなくて、せいぜい第二段階までを歴史の学びの素材として提供するべきなんです。平和祈念館では、参観者の皆さんは、その歴史的意味をどう考えますかという問題提起として展示して、「歴史をめぐる対話」の場にすべきではないでしょうか。その展示物の歴史的価値をどう考えるかは参観者の自主的判断に委ねるべきだというのが私の考えです。そういう歴史展示の方法論からすれば、このパネルの展示の下の文章は、よくできているなと思います。

(座長)

はい、ありがとうございました。極めて、大切な点につきまして、ご発言を頂戴いたしました。皆さんもご覧になっていらっしゃると思いますけれども、祈念館の展示の中に、「飯田に特攻隊員がおられた」という展示がありますが、そのところに、「彼はどのような、気持ちで飛び立ったんだろうか」っていうような問いかけがあったですね、この問いは、大事な問いなんだけれども、例えば、実際には、絶対に特攻作戦をやらないという部隊もあったんです。若干 29 歳の指揮官美濃部少佐が率いる芙蓉部隊というのがあるんですが、この芙蓉部隊は、敗戦まで、特攻作戦を拒み、一機も特攻に出すこともなく、生きて帰ってまた出撃を繰り返しておるんですね。このような特攻隊は語られてないわけですよね。で、そういうふうな、形から言うと、例えば展示にある、どういう気持ちで飛び立ったんだろうか、との投げかけを子どもたちに与えるのはそれでいいんだけれども、もっと違う問いかけも引き出したいわけですよね。だから展示から、子ども自らが問いを立てて考えてみたくなるような、そのことも含めて、なんて言うんですか、この今731 の、この下の四角の中の文言を精査しながら、展示に繋がればいいかなっていうふうに思います。司会が話し過ぎて申し訳ございません。発言されてない方、発言をいただきたいんですが、13 番さん。

(13番の委員)

はい、よろしくお願いします。さきほど 12 番の方が資料で正確性といったところでおっしゃっていただきましたが、そのパネルの地図が当時のものに合わせたものにしてもらえると、子ども達が事前学習をしていくので、その学習内容との整合性が取れると思います。具体的に言えば、当時成立していない国が地図に載ってるので、教科書とか資料集に合わせてもらえれば、学習がスムーズにいくかなって思います。合わせて、このパネルの地図で言うと、情報が多いかなと思います。地形とか道とかですね、そういったところも、無くしてもらえれば、先ほど、市の教育委員会さんの方から満州の地域も示してありますと説明がありましたが、より分かりやすくなるかなって思います。あとは、日本地図の方も、東京とか、都市で写っていますが、長野県の飯田市をそこに載せてもらえると、具体的な位置関係が、子どもたちにパッと目にわかるのかなっていうふうに思います。あとは、パネルの色とかも、今後考えていく必要があるのかなと思いながら、読ませていただきました。あと、1番最後の四角のところで、80年代に入ってってなってますが、あの、1980年代に入っての方が、子どもたちは分かりやすいのかなっていうふうに思いました。私からは以上です。

(座長)

はい、ありがとうございました。お話がございました、フォントについてはまた色々と、展示のプロもおられますので、意見をあげてください。

ここに、あの、出ている、新しい形の教科書体ですよね。明朝体や HG 教科書体じゃなくて、こういう UD デジタル教科書体が使われるようになっております。参考まで。

(3番の委員)

この会に参加することによって、皆さんのお話から、自分の中でいろいろな面から考えることができてですね、本当に勉強になります。

今回、教育委員会さんに新たに示していただいたパネル案については、前回の案に対してこの会で出された意見を受けて、大変わかりやすく作り直していただいてあり、会議が始まる前に見せていただいた時には「これでいいんじゃないかな」と、自分の中では思ってこの会に入ったわけですけれど、また、ここで、皆さんのご意見をお聞きしていると、若干の修正は必要なのかもしれないなってことは感じました。ただ大筋では、私はこのパネル案に賛成です。

今、パネル案の冒頭三行の話がありましたけど、今の小学校の教科書でも「満州国」っていう言葉が地図で表されたりとか、満州に移住した人々っていうような記述があったりしますので、12番さんのおっしゃったように、学校で行った満州についての学びが、パネルにおいても満州(中国東北部)と書かれていれば、より子どもたちは関連付けて考えられるかなと思います。

で、以下はパネルに示された内容ですごくわかりやすいですし、最後は子どもたちをはじめとして多くの方が祈念館に来て、実際に自分で感じ取ったことから自分なりに考えを深めていけることが大事だと思います。もう少しこういうことが知りたいとか、ここはどうしてというようなことは、自分自身で調べたり、その二次元コードから入っていくところで学んでいけたりすればいいのかなとも思います。あまり、あれもこれもとパネルに取り込みすぎないでいくっていうことは、基本線として考えていただければなあと思います。

(座長)

だんだんと時間とにらめっこということになっておりますが、お願いします。11番の方(11番の委員)

確認なんですけれども、今回示していただいたのは「731 部隊とは」というパネルについて検討しているんですが、それ以外のパネルを何か想定されているのか、2 枚目、3 枚目があるのかどうかっていうのを確認したいと思います。で、この「731 部隊とは」についてのパネルについての上三行目っていうところにですね、私は多くの医療関係者、医療従事者が携わったていうところと、あと、1 番の方がおっしゃったように、誰に人体実験を行ったのか、現地の人たちを使ってというような、そういうところを記述するべきではないかと特に思います。以上です。

(座長)

はい、ありがとうございました。豪雨とコロナで2回延期になって、祈念館が去年5月に始まってまる1年に5月が来るから、5月の半ばが終わる頃には、せめて731の説明パネルだけでも、何もない状態から、ベストではなくても、よりベターな形のもので環境を整備しなきゃならないだろうというような、そういう思いの中で座長をしてきたわけでございますが、もうこの時期になりましたので、とにかくよりベターな形で展示をしていただきたい。してほしいというふうに

思っています。

で、当然のことながら、それに伴いながら、今ご発言がございましたように、証言はどうする。それから、1 番最初の会議の時にあったように、美博さんがやってるトピックス展っていうような形での展示を、特別展をやるとか入れ替えをするとか、そういうふうなものも必要じゃないかと、高校生中心とした平和ゼミナールというような形の関わりの中で、様々な形で 731 隊を取り上げたり証言者の話をすることもできるだろうし、繋がるわけです。で、そこら辺のところを、どういうふうに考えるかっていうことも、私たちの、検討委員会の使命だというか、課題を与えられておりますので、今日のところは、ご発言がありましたように、当面のバネルは大体ここら辺のところで、さらに精査して、これでいいという方向性を出していただければ、次に証言はどういうふうに扱うのか、あるいは、他にどういう方法があるのかとかいうところにも繋がっていくと思います。当然、5番さん言われてる、写真も地図ももう少しっていうのもありますので、そこら辺のところがあればいいんですけれども。一気に行けるかどうかということもあります。はい、ちょっと待ってくださいね。そういうことで、1番さんどうするかってのは、私たちで、考えてることですが、あれもこれもあれやこれやると、そこ入って、突き当りに展示がそのままになってしまいますので、一歩進めたいなっていう、そういうことであります。はい、進める方向で、ちょっと恐れ入りますが、お願いします。はい。

(4番の委員)

注)に書かれていることで、基本的な理解に関わることがあります。注4)です。 ここのところ大事な所ですので、ぜひ直していただきたいんですが、「中国国民の抗日運動」と 書いてありますよね。これ自体は間違いではないんですが、抗日運動関係者が、そういう人体実 験に使われたということで、これを読むと、子どもたちは、中国国民が、中国国民のみが人体実 験をされたというふうに読み取る可能性が多分にある。抗日運動の関係者等ということ自体の本 文の方は間違いないです。注4)の方の件でですね、考えていただきたいのは、2 日ほど前に、 韓国の MBC って言いましたか、テレビ局が取材に来たんですよ。教育委員会の方も、見えてま したけど、なぜ韓国が来るのかなと思って聞いたんですよ。中国であったから、韓国もそれに関 係あるからかと思って聞いたら、そうじゃなくて、韓国人も、当時は朝鮮人ですね、朝鮮人もね、 731 部隊でいわゆるマルタにされたんだという話でした。インターネットによれば、具体的な名 前も出てきますけど。ここでね、抗日運動で捕まった人たちの中には、中国人がもちろん多いん ですが、その他にモンゴル人、ロシア人、朝鮮人が含まれているということをですね、やっぱり これは明記しないといけない、中国人だけではないということがあると思います。それが1つ。 もう 1 つ注 1)についても申しますと、この通りなんですけど、もうちょっと具体的に入れた方 がいいと思います。判決文にもあるけど、主にやったのは、ペスト菌とコレラ菌なんですよね。 「ウイルス」とあると、コロナも入ってしまうんですね。そういうことじゃなくて、このペスト とか、コレラとか、そういう、本当に恐ろしい細菌を研究して、それを製造していた、そういう ことが分かるようにしたいですね。以上です。

(座長)

はい、ご指摘ありがとうございました。確かに、判決文で言いますと、抗日運動の関係者等で すね。関係者等っていうのは、抗日運動の関係者だから、本当はちょっとわかんない。今の4番 さんに言われると微妙なニュアンスの違いもありますけれども、時間がないので繰り返しません。 以上でございます。それではですね、今後のことを考えていきたいので、先ほどの教育委員会事 務局の方からの提案は、何とか今日の意見を基にしながら、さらに精査をして、そしてとにかく パネルの展示に進んでいただきたいと思います。そこについては、ご確認をいただきまして、先 ほど 11 番委員さんがおっしゃられて、私も気になっておりましたところでございますので、こ のパネルと、他にももちろん全体に色々あろうかと思いますが、731 について、その他どういう ふうにしていくのかっていうことについて、ご意見をいただいて終わりにしたいと思います。

(5番の委員)

第2ブロックと言いますか、橙色の色を使ったのは第2ブロックで、あそこに展示してあるん ですよね。平和祈念館の第1ブロックは青色、第2ブロックは、橙色っていうか、そういう色で、 展示してあって、第2ブロックは、戦争の恐ろしさ、戦争とは非常に恐ろしいもんだっていうの を表した色なんですよ。で、その色の中にですね。非常に狭いもので、全部を展示するのは難し いかと思うんですが、やはり731とは、っていうことを丁寧に説明するっていうのは非常にいい ことなんですが、さらにその証言をやっぱり展示すれば、もっと分かりやすくなるし、こんなこ とをやっとったのかっちゅう、飯田や長野県の人が携わって、こんな恐ろしいことをやっとった んだってこともね、やっぱりわかりやすく展示すると、子どもたちが見たりした時に、そんなと こなのかということもよくわかると思うんですよ。それで、731 部隊の関係っていうのは、この 裏にもあるように、ただ満州とか南京、北京だけじゃないんですよね。シンガポールとかインド ネシアとか、今いろんな研究が進んでまして、インドネシアなんかでは、その 731 の関係者が、 破傷風の病原菌を注射して何人も殺してるっちゅうようなことも明らかになってきたりしておる わけで、やっぱりもっともっと色々こういうこともあった、こういうこともあったっていうよう なこともね、そのコードを使えばわかるような形で、こう展示あるいはそういうのを使ってもら いたいなというふうに思います。本当に恐ろしいことだなってことをね、やっぱり、戦争を2度 としちゃいかんという意識で、やっぱり加害の歴史を展示する必要があるんだと思うんです。以 上です。

(座長)

証言をどうふうに扱っていくか、どういうふうにして、平和祈念館として、展示にしていけるのか、語っていけるのかっていうことについて、多分次回の課題になるかと思いますが、それのことと 731 が重点でございますので、こう進めてきましたが、この間の展示全般についてちょっと気がついたことがあったりしたら、ここで出しといてもらえるといいかと思うんですが、何かございますか。(発言なし)

それでは、ここで協議をとじます。教育委員会から本日のまとめと、今後の方向について、次 回の委員会についても含めてお願いします。ありがとうございました。

4 その他

(秦野次長)

座長はじめ、委員の皆さんに長い時間になりまして、ご協議いただきまして誠にありがとうございます。私どもも提案を差し上げたパネルをさらにお伺いしたことを参考に作成して展示して、まずは 731 部隊の説明をさせていただきたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。今後に関しましては、証言という部分のところでございますけれども、前回からの意見もございますけれども、全体の導線ですとか、展示内容いうような部分も大きく見ながら課題を整理していくということも必要かと思いますので、今後またご相談差し上げながら、順次、皆さま方のご意見を頂戴してより良い展示にしていきたいというふうに、考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。長時間になりまして、どうもありがとうございました。閉会にあたりまして、熊谷教育長より御礼のご挨拶とさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(熊谷教育長)

様々なご意見をいただきまして、ありがとうございました。おおむねこの展示の方法についてはお認めいただいたかなというふうに、理解をしております。また、細かな表現についてはやはり盛り込みすぎず、しかも、子どもたちにとっても分かるということは大人にもわかるというふうなことで、さらにこれを入り口として解釈の学びを参加の皆さん方に広げていただくような、そんなきっかけになるような展示ということを大事にしていきたいと思いますし、冒頭でも申し上げましたように、公設という意味では、この731部隊に特化した展示というものは、他にはないということでございまして、記述については、先ほどご指摘いただいたように他でも、大きな流れの中で記述されているものはあるかということで承知をしております。また、そんなことを踏まえまして、飯田市の方で、責任を持って展示するということを、しっかりといただいた意見を踏まえながら展示を進めていきたいと思います。また、この展示が、いつもそうですけども、ベストということはなかなか難しいかと。正解は、色々な形があるかと思いますので今後もより良いものに見直しをしていく、1つの通過の過程として、通過点としても、位置づけていかなければいけないのかなというふうにも思っております。

そんな意味で、皆さま方のご意見を参考にさせていただきながら、展示パネルの方について、 市の方で提示させていただくようにしていきたいと思います。本日、本当にありがとうございま した。

5 閉会

(秦野次長)

それでは、これで閉会とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。